

## ○山武市子ども・子育て会議傍聴規程

(目的)

**第1条** この規程は、山武市子ども・子育て会議条例（平成25年山武市条例第34号）第6条の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

**第2条** 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、次項に定める議長が認める者は含まない。

2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって議長が認める者は、会議を傍聴することができるものとする。

(傍聴券の交付)

**第3条** 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

**第4条** 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

**第5条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

**第6条** 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

**第7条** 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

**第8条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第9条** 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、つえその他に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。  
ただし、第11条の規定により、撮影し、又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

**第10条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなけ

ればならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話等は、電源を切る等議事の妨げとならないような措置を講じること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

**第11条** 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(非公開会議の宣言)

**第12条** 議長が非公開の会議であることを宣言したときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第13条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第14条** 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

#### 附 則

この規程は、平成27年11月16日から施行する。